

柿崎川ダム操作規則

第1章 総 則

(通 則)

第1条 柿崎川ダムの操作については、この規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

第2条 柿崎川ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び水道用水の供給をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

(洪 水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量(以下「流入量」という。)が、毎秒20立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期及び非洪水期)

第4条 洪水期及び非洪水期は、次の各号に定める期間とする。

- (1) 洪水期 6月15日から 9月30日までの期間
- (2) 非洪水期 10月1日から翌年 6月14日までの期間

(水 位)

第5条 貯水池の水位(以下「水位」という。)は、取水設備に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第6条 貯水池の常時満水位は、標高120.5メートルとする。

(サーチャージ水位)

第7条 貯水池のサーチャージ水位は、標高128.0メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節のための利用)

第8条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高120.5メートルから標高128.0メートルまでの容量2,400,000立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第9条 流水の正常な機能の維持は、標高110.5メートルから標高120.5メートルまでの容量1,700,000立方メートルのうち、最大1,000,000立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水供給のための利用)

第10条 水道用水の供給は、標高110.5メートルから標高120.5メートルまでの容量1,700,000立方メートルのうち、最大700,000立方メートルを利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第11条 上越地域振興局長(以下「局長」という。)は、次の各号に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

- (1) 新潟地方気象台から上越東頸城地域において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想される時。
- (2) その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想される時。

(洪水警戒体制時における措置)

第12条 局長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに次の各号に定める措置を執らなければならない。

- (1) 細則で定める関係機関との連絡及び、気象並びに水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- (2) 予備電源設備の試運転、その他ダムとの操作に関し必要な措置を執ること。

(洪水調節等)

第13条 局長は、洪水調節及び、洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第14条 局長は、前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐からの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 局長は、細則で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認められる場合においては、これを解除しなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第16条 ダムによって貯留された流水は、第13条、第14条及び第18条の規定による場合のほか、次の各号の一に該当する場合に放流を行うことができる。

- (1) 第21条の規定より、ダム本体等の点検または整備を行うために特に必要があるとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、細則で定めるところにより特にやむを得ない理由があるとき。
- 2 前項各号の一に該当する場合の放流量の限度は毎秒5.0立方メートルとする。

(放流の原則)

第17条 局長は、ダムから放流を行う場合においては、細則で定めるところにより放流によつ

て下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第 18 条 局長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、別表第 1 の各地点において、同表に掲げる水量を確保できるよう、必要な流水をダムから放流しなければならない。

2 局長は、下流既得水利権のために必要があるときは、細則で定めるところにより必要な流水をダムから放流しなければならない。

(放流に関する通知等)

第 19 条 局長は、ダムから放流を行うことによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則に定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲート等の操作)

第 20 条 ダムから放流を行う場合のゲート等の操作については、細則に定める。

第 6 章 点検・整備等

(計測、点検及び整備)

第 21 条 局長は、ダム本体、貯水池及びダムに関わる施設等を常に良好に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 局長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、細則で定めるところにより基準を定めなければならない。

(観 測)

第 22 条 局長は、ダムを操作するために必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第 2 項の規定は、前項の場合に準用する。

(記 録)

第 23 条 局長は、ゲート等を操作し、第 21 条の規定による計測、点検及び整備を行い並びに前条第 1 項の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかなければならない。

第 7 章 雑 則

(細 則)

第 24 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続きその他の細則は、別途定める。

附 則

この規則は平成 29 年 9 月 8 日から適用する。

別表一第1（第18条関係）

（単位：毎秒立方メートル）

地点名	期間	流量
柿崎川ダム地点	通年	0.06
柳橋（角取）利水基準点	通年	0.24